

委員会審査報告書

本委員会に付託の議案を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第107条の規定により報告します。

令和2年4月28日

三木市議会議長 泉 雄 太 様

民生産業常任委員長 藤 本 幸 作

記

1 議案及び審査結果

議案番号	付託事件名	審査結果
報告第3号	専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	原案承認
報告第4号	専決処分について（三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）	原案承認
報告第5号	専決処分について（三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）	原案承認
第25号議案	三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第26号議案	三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第27号議案	令和2年度三木市一般会計補正予算（第1号）中、関係部分	原案可決
第28号議案	令和2年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 審査経過

本日、本委員会を開催し、議案を審査した結果、全員一致をもっていずれ

も原案のとおり承認又は可決された。

なお、審査の過程において委員から、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の中小企業・小規模事業者への事業継続の支援を目的に「三木市中小企業事業継続支援給付金制度」を創設されますが、金融機関等から融資を受けている事業者を対象としているため、融資を受けることができず、給付対象外となる事業者への支援についても検討されたい。

また、より多くの方に申請いただけるよう、支援制度について広く周知を図るとともに、申請手続きの簡略化に努められたい。

また、国が行う子育て世帯への臨時特別給付金などの支給対象者については、生年月日等により対象者が限定されているため、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化した場合に備え、市独自の支援制度を上乗せするなど、国の支援制度において対象外となる方への支援についても検討されたい等の意見、要望があった。